

# 興野周辺地区

第5号

まちづくりニュース



発行/興野周辺地区まちづくり協議会  
編集/同協議会事務局  
令和5年3月

令和4年  
11月11日  
OPEN!

遊びに行こう!

## 興野町 いちよう公園

子どもに人気の遊具や広場がある「にぎわい」空間と、おしゃべりしながら休息出来るベンチやテーブルセットがある「やすらぎ」空間を配置した公園が開園しました!

### 興野町いちよう公園オープニング記念イベントを開催します!

【日時】 令和5年3月26日(日) 10時~14時

【場所】 興野町いちよう公園(西新井本町四丁目18番)



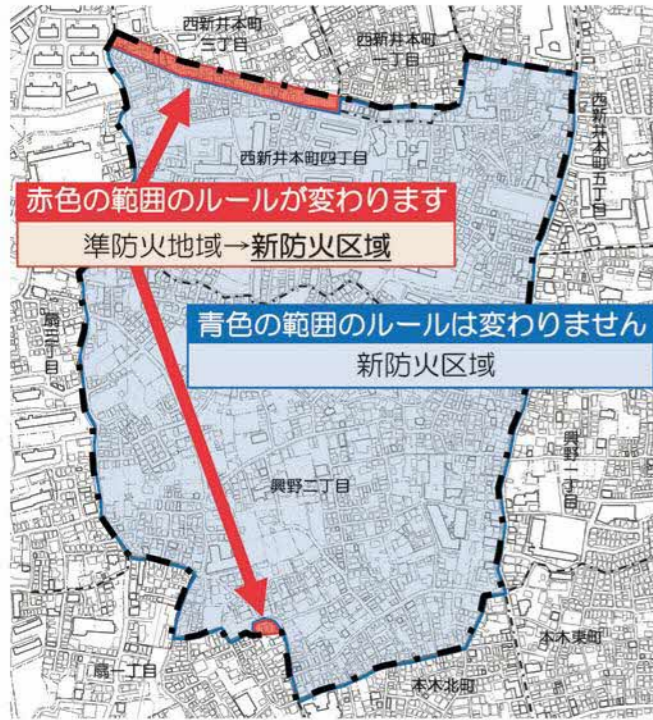
大人から子供まで楽しめるイベントを予定しておりますので、ぜひお越しください!

次ページから

「災害に強いまちづくり」への取り組みを説明します

# 災害に強いまちづくり①「燃えない・燃え広がらない建物づくり」

## 興野周辺地区の一部で建築のルールが変わります！



より燃えにくい建物が建築されるよう、左図の赤色の範囲を「準防火地域」から「新防火区域」に変更します。

新防火区域とは、新たに建築する際の防火規制を強化する区域で、建物をより燃えにくい構造とすることで、まち全体の防災性を向上させる手法です。

現在の防火規制である準防火地域と比べ、燃えにくさのレベルを少し上げた規制となります（準防火地域と新防火区域の規制概要については下段参照）。

## 新防火区域内に建築できる建物の燃えにくさについて

### 耐火建築物

- ・火災が終了するまで倒壊を防ぐ
- ・火災による延焼を防ぐ
- ・近隣への延焼を防ぐ

建てられます



### 準耐火建築物

- 耐火建築物には劣るが
- ・火災による延焼を防ぐ
- ・近隣への延焼を防ぐ

建てられます



### 防火構造の建築物

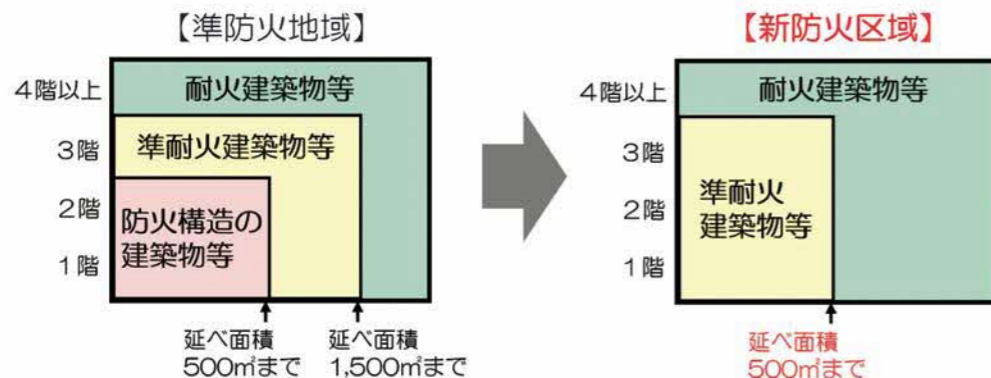
- 外部で火災が発生した場合、燃え移るのを抑えますが、建物内部での火災に耐えられる構造ではありません

建てられません



## 準防火地域と新防火区域の規制概要

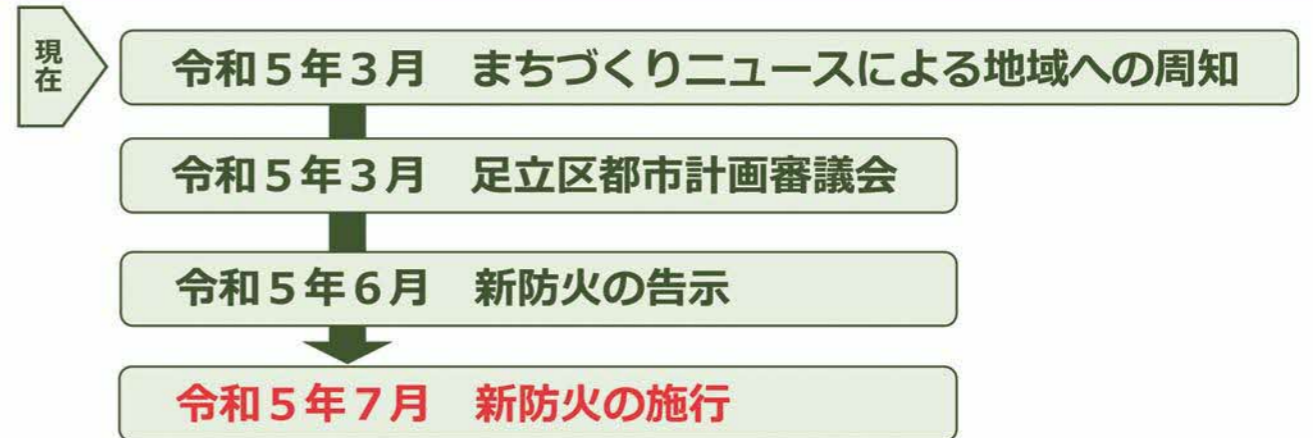
新防火区域になると、建物の延べ面積と階数によって、建築できる建物が変わります。



## 新防火に関する主な意見

- Q1 今すぐ建て替える必要はありますか？  
 A1 皆様の建て替えに合わせて、不燃化を進めていくものなので、将来建て替える際にご協力をお願いします。今すぐ建て替える必要はありません。
- Q2 耐火建築物にしなければなりませんか？  
 A2 3階以下の建物は準耐火建築物以上、4階以上は耐火建築物となるなど、建物の階数と延べ面積によって異なります。（P2の下段参照）

## 今後のスケジュール



## 不燃化特区への支援制度

「不燃化特区」への支援制度とは、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、都と区が連携して「燃えない・燃え広がらない」まちづくりを進める支援制度です。興野周辺地区は不燃化特区に位置づけられており、解体助成金等の支援制度がご利用いただけます。

### ①解体費用を助成 **拡充**

下記のいずれかの条件を満たす老朽建築物を解体する場合、解体費の一部を助成します。

※ 令和5年4月1日より助成額が増額されます。  
 （最大210万から最大280万に増額）

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された（旧耐震）木造又は軽量鉄骨造の建築物
- (2) 区の調査によって危険であると認められた建築物
- (3) 延焼防止上危険な木造建築物として国が定めた基準に該当する建築物

詳しくは  
こちらへ



### ②専門家を無料で派遣

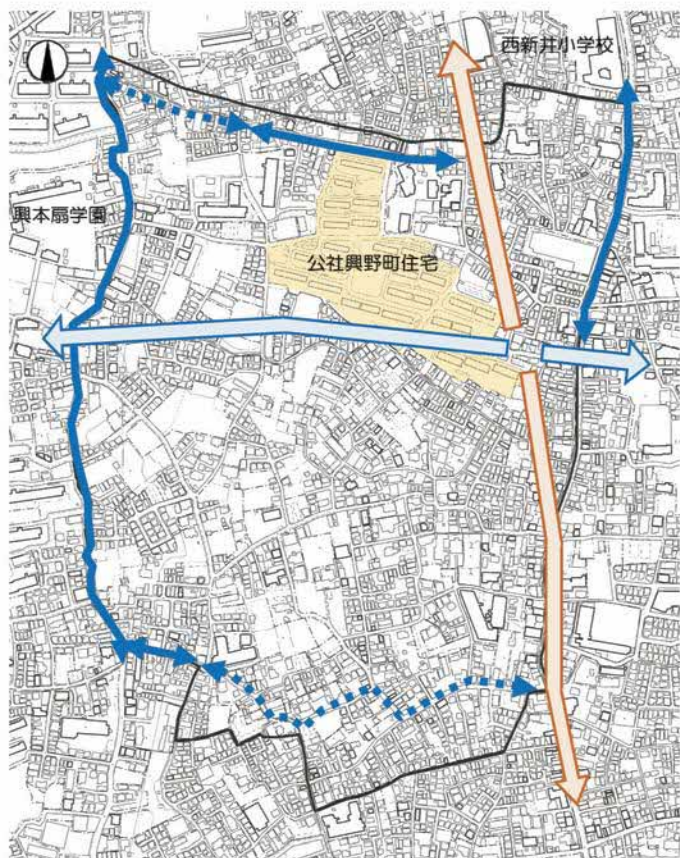
不燃化特区の区域内に土地または建物をお持ちの方を対象に、建築物の解体や建替え等における相談内容に応じて、一級建築士や不動産鑑定士、弁護士などを派遣します。



◆お問い合わせ先 足立区都市建設部建築防災課不燃化推進係 電話：3880-6269（直通）

# 災害に強いまちづくり②「道路整備」

## 道路ネットワークの計画



興野周辺地区は、2つの都市計画道路と4つの主要生活道路により、地区の骨格が形成されています。

都市計画道路は、**延焼拡大の防止効果**や、**震災時は安全な避難路**としての役割が期待できます。

特に地区の中心部を横断している補助第138号線は、防災性を向上させるために最も重要な路線であるため、早期整備を目指しています。

また、主要生活道路は、消防活動を円滑に行える幅員6mに整備できるよう、現在、事業手法を検討しています。

	補助第138号線（計画）
	補助第253号線（計画）
	主要生活道路（幅員6m以上）
	主要生活道路（幅員6m未満）

## 補助第138号線（興野地区）

補助第138号線（興野地区）は早期整備に向け、令和7年度の事業認可を目指しています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～	
用地測量	→				し完令 て成和 いまを20 すを目年 標度 との
事業認可			→		
用地取得				→	

※今後の調整・検討・状況により、変更となる場合があります。

◆お問い合わせ先 足立区都市建設部道路整備課用地担当係 電話：3880-5911（直通）

### 【まちづくりニュースに関するお問合せ先】

足立区 都市建設部 まちづくり課 西部地区係

電話：3880-5437（直通）

E-mail：machi@city.adachi.tokyo.jp

F A X：3880-5605

「本ニュースで使用している地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用した物です。（承認番号）MMT 利許第 04-121 号」